

第6回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年6月3日(火)
開会 15時00分
閉会 15時20分

2. 場 所 伊万里市役所 第3会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 7番 木須 治紀

12番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
農地係長	末吉 亜紀	書記	池田 晃樹
書記	江口 隆星		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第26号	農地法第5条の申請について
議案第27号	農地法第3条の申請について
議案第28号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について

8. 報告事項

報告第22号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第23号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 木須 治紀委員、12番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、3つです。 議案第26号 農地法第5条の申請について 1件 議案第27号 農地法第3条の申請について 7件 議案第28号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について 12件</p> <p>また、報告事項は、2つです。 報告第22号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 報告第23号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について 6件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第26号 農地法第5条の申請について、事務局から説明を お願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号 15番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居 住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも のに該当します。</p> <p>議案第26号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>公民館の隣の田んぼを転用申請するとのことです。田んぼも区切りも悪く、四 角でもなく、ちょうどよかったということです。右側は公民館、隣は駐車場、 裏は家です。田が二枚であまりの土地には庭や駐車場にしたいと思われていま す。雨水は県道の方に水路があり、そこに水を流す計画で隣接者の許可もあり ます。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり、私も現場を見て問題ないと考 えています。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第27号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 7件について御説明いたします。</p> <p>議案は2ページから3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第27号 については以上7件です。</p>
議長	<p>議案第27号について議案の2ページから3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第27号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第28号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の4ページから6ページに農用地利用集積等促進計画書を、7ページから11ページに明細書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>面積は田が37, 913㎡、畑が5, 205㎡貸付人12名、借受人5名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第28号 農地中間管理事業については以上12件です</p>
議長	<p>議案第28号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の利用権設定について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第28号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] の利用権設定については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第22号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第22号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。 議案は12ページになります。 1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第22号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第22号 農地法第18条第6項通知の受理について、 御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第23号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第23号 について御説明いたします。 議案は、13ページになります。 1番から6番について、所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第23号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第23号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第6回農業委員会会議を閉会します。</p>

